

東海化学工業会会則

昭和 39.6.3 決定 昭和 59.5.17 改正 平成 22.5.28 改正
昭和 45.5.16 改正 昭和 63.5.19 改正 令和 7.1.16 改正
昭和 46.5.15 改正 平成 3.5.22 改正
昭和 47.5.13 改正 平成 7.5.23 改正
昭和 49.5.11 改正 平成 8.5.28 改正
昭和 53.5.11 改正 平成 9.5.28 改正
昭和 54.5.23 改正 平成 12.6.6 改正

第一章 総 則

- 第 1 条 本会は東海化学工業会と称する。
- 第 2 条 本会の目的はつぎのとおりである。
1. 化学技術の水準向上
 2. 当地方の化学関係諸団体との連携協力
 3. 会員の教養の向上、親和の増進
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するためつぎの事業を行なう。
1. 専門部会、講演会、講習会、座談会、見学会などの開催
 2. 図書、会報の発行
 3. 化学と技術に関する研究業績の表彰
 4. その他必要と認める事業
- 第 4 条 本会の事務所は名古屋市中区大須 1 丁目 35 番 18 号一光大須ビル、中部科学技術センター内におく。
- 第 5 条 本会の事業および会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第二章 会 員

- 第 6 条 会員は正会員、特別会員、賛助会員および名誉会員とする。
- 第 7 条 正会員(個人会員)は化学および化学工業に関係ある者とする。
- 第 8 条 特別会員(法人会員)は本会の目的に協力する団体とする。
特別会員は加入口数 1 口につき 1 名を正会員として指名登録することができる。
- 第 9 条 賛助会員は本会の目的を賛助する篤志家とする。
- 第 10 条 名誉会員は所定の手続きを経て総会において承認された者とする。
- 第 11 条 会員はつぎの種別に従って会費を納めなければならない。
正 会 員 年 額 5,000 円 特別会員 年額(1 口) 25,000 円
- 第 12 条 既納の会費は返戻しない。
- 第 13 条 名誉会員および賛助会員ならびに特別会員の指名登録をする正会員は会費を免除する。
- 第 14 条 入会希望者は会員の紹介によって所定の入会申込を行ない、幹事会の承認を得なければならない。
- 第 15 条 会員が退会しようとする場合は、未納会費があるときはこれを納入の

うえ、その旨を本会に通知し、幹事会の承認を得なければならない。

第 16 条 会員が 2 年以上にわたり会費を滞納した場合には、幹事会の承認によりこれを除籍することができる。

第三章 総会および評議員会

(総会の種類)

第 17 条 総会は通常総会と臨時総会の 2 種とする。

(総会の招集)

第 18 条 通常総会は、毎年 1 回会計年度終了後 3 ヶ月以内に開く。

第 19 条 臨時総会はつぎの事由により開く。

1. 会長が必要と認めたとき
2. 幹事会が必要と認めたとき
3. 全会員の 5 分の 1 以上によってあらかじめ会議の事項を示して請求があったとき

第 20 条 総会は会長が招集し、少なくともその 7 日以前に会議の主要目的事項を示してこれを会員に通告しなければならない。

(総会の審議運営)

第 21 条 総会で議決または承認を要する事項はつぎのとおりである。

1. 事業計画および収支予算
2. 前年度事業報告および収支決算
3. 基本財産の処分に関する事項
4. 会則の変更および会則において総会の権限に属せしめられた事項
5. 役員を選任および解任
6. その他必要と認めた事項

第 22 条 総会の議長は会長をもってこれにあてる。

- ② 会長が必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず議長を指名することができる

第 23 条 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- ② この条項は幹事会、評議員会にも適用する。

(評議員会)

第 24 条 本会に評議員会をおく。

- ② 評議員会は評議員をもって組織する。

第 25 条 評議員は総会の議決を経て、会員のうちから若干名を選任する。

第 26 条 評議員会は会長が招集する。

第 27 条 評議員会はつぎの事項を審議する。

1. 総会に付議する事項
2. 総会から委託された事項
3. その他必要と認められた事項

第四章 役員

(役員)

第28条 本会につきの役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 幹事 40名以内（うち若干名は常任幹事）
4. 監事 2名
5. 顧問 若干名

第29条 役員は総会の議決を経て正会員のうちから選任する。

② 顧問は幹事会の議を経て会長が委嘱する。

第30条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

第31条 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。

第32条 幹事は会長を補佐し、会務を執行する。

第33条 監事は予算執行に誤りがないかを監査し、総会に報告する。

第34条 会長の任期は1年、その他の役員の任期は2年とする。

ただし重任を妨げない。

② 役員は任期満了しても後任者の就任までは、その職務を行なうものとする。

③ 役員に欠員ができたときは、幹事会の議を経て補欠の選任を行なう。

補欠役員の任期は次の改選次期までとする。

(幹事会)

第35条 幹事会は会長、副会長、幹事をもって組織する。

第36条 幹事会は必要に応じて会長が招集する。

② 幹事会の議長は会長とする。

第37条 幹事会はつぎの事項を審議する。

1. 総会および評議員会に付議する事項
2. 役員の補欠の選任
3. 会員の入会、退会
4. その他会務の運営に関する事項

第五章 資産および会計

第38条 本会の経費は会費、寄付金、その他の諸収入をもって支弁する。

第39条 本会への寄付金品は幹事会の議決を経てこれを受領する。

第六章 会則の変更ならびに解散

第40条 この会則は幹事会、評議員会および総会の議決を経なければ、変更することができない。

第41条 本会の解散は幹事会、評議員会および総会の議決を経なければならない。

第 42 条 本会の解散にともなう残余財産の処分は、幹事会、評議員会および
総会の議決を経て、本会の目的と同種または類似の目的を有する公益
法人に寄付するものとする。

付 則

この会則の変更は、総会で決議のあった日から執行する。

昭和 39.6.3 決定	
昭和 45.5.16 改正	
昭和 46.5.15 改正	
昭和 47.5.13 改正	
昭和 49.5.11 改正	
昭和 53.5.11 改正	
昭和 54.5.23 改正	第 11 条 会費値上げ
昭和 59.5.17 改正	第 11 条 会費値上げ
昭和 63.5.19 改正	第 13 条 ②追加
平成 3. 5.22 改正	第 11 条 会費値上げ
平成 7. 5.23 改正	第 16 条 追加
平成 8. 5.28 改正	第 11 条 会費値上げ
平成 9. 5.28 改正	第 13 条 ②削除、第 28 条 3. の変更
平成 22.5.28 改正	第 4 条 所在地変更
令和 7.1.16 改正	第 11 条 会費値上げ